

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
2. 対象工事 沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事で、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 7 年 2 月 13 日付け土技第 1369 号）に基づく週休 2 日試行工事の実施が困難となる工事のうち、以下に該当する工事については週休 2 日交替制適用工事として発注することを原則とする。 ～中略～ なお、月単位の週休 2 日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休 2 日交替制が前提となる。	2. 対象工事 沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事で、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 7 年 6 月 24 日付け土技第 441 号）に基づく週休 2 日試行工事の実施が困難となる工事のうち、以下に該当する工事については週休 2 日交替制適用工事として発注することを原則とする。 ～中略～ なお、完全週休 2 日交替制Ⅰ型とは、月単位の週休 2 日交替制が前提となり、完全週休 2 日交替制Ⅱ型とは通期の週休 2 日交替制が前提となる。	・国に合わせ対象工事を修正。
3. 発注方式 （1）発注者指定方式 発注者が、月単位の週休 2 日交替制に取り組むことを指定する方式（通期の週休 2 日交替制は必須） （2）受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休 2 日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休 2 日交替制は必須）	3. 発注方式 （1）完全週休 2 日交替制Ⅰ型 発注者が、完全週休 2 日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休 2 日交替制は必須） （2）完全週休 2 日交替制Ⅱ型 受注者が、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休 2 日交替制は必須）	・国に合わせ発注方式を修正。

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
4. 用語の定義 （1）週休 2 日交替制 月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月 でにおいて、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。 ～中略～ （3）4 週 8 休 月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8 日 / 28 日）の水準の状態をいう。 通期の 4 週 8 休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日 / 28 日）の水準の状態をいう。 なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	4. 用語の定義 （1）週休 2 日交替制 完全週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保する取組をいう。 月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月 でにおいて、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。 ～中略～	・国に合わせ完全週休 2 日交替制の定義を追記 ・国に合わせ 4 週 8 休の定義削除。
	5. 週休 2 日の達成判断 ①完全週休 2 日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休	・国に合わせ週休 2 日の達成判断を追記。

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1371号）	新（令和7年6月24日付 土技第422号）	備考
	日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。 ②月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。 ③通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。	
5. 積算方法 （1）補正係数 週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。 【月単位の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】 ・労務費 1. 0 4 ・現場管理費率 1. 0 3 【通期の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】 ・労務費 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 1 （2）補正方法	6. 積算方法 （1）補正係数 週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。 【完全週休2日交替制適用工事】 ・労務費 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 3 【月単位の週休2日交替制適用工事】 ・労務費 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 2 （2）補正方法	・番号の繰下がり。 ・国に合わせ、補正率を修正。

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
① 発注者指定方式 特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休 2 日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 7 年 2 月 13 日付け土技第 1369 号）別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。 なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日交替制又は通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。 ② 受注者希望方式 特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休	① 完全週休 2 日交替制Ⅰ型 特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事前着手前に発注者に対して完全週休 2 日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 7 年 6 月 24 日付け土技第 441 号）別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。 なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は完全週休 2 日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。 ② 完全週休 2 日交替制Ⅱ型 特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事	・国に合わせ、補正方法を修正。

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
2 日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 7 年 2 月 13 日付け土技第 1369 号）別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。 なお、休日率の達成状況を確認後、に月単位の 4 週 8 休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休 2 日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休 2 日交替制の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。	着手前に発注者に対して完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和 7 年 6 月 24 日付け土技第 441 号）別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。 なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は完全週休 2 日交替制を希望しないものは、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のもの又は月単位の週休 2 日交替制を希望しないものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。	

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
6. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等	7. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等	・ 番号の繰下がり。
7. 対象工事である旨等の明示	8. 対象工事である旨等の明示	・ 番号の繰下がり。
8. 工事成績評定	9. 工事成績評定	・ 番号の繰下がり。
9. 入札公告記載例 1 工事概要 - (13)その他 - 週休 2 日交替制試行工事 本工事は、月単位の週休 2 日交替制に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。	10. 入札公告記載例 【完全週休 2 日交替制Ⅰ型の場合】 1 工事概要 - (13)その他 - 週休 2 日交替制試行工事 本工事は、受注者が、完全週休 2 日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休 2 日交替制は必須）の試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。 【完全週休 2 日交替制Ⅱ型の場合】 1 工事概要 - (13)その他 - 週休 2 日交替制試行工事 本工事は、受注者が、完全週休 2 日交替制および月単位の週休 2 日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休 2 日交替制は必須）の試行工事である。	・ 番号の繰下がり。 ・ 文言の修正。
10. 特記仕様書記載例 第〇条 発注者指定方式 本工事は、月単位の週休 2 日交替制に取り組むことを推進するための対象工事である。	11. 特記仕様書記載例 第〇条 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型 本工事は、受注者が、完全週休 2 日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休 2 日交替制は必須）の試行工事である。 完全週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての週において、	・ 番号の繰下がり ・ 文言の修正。

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
～中略～ 「週休 2 日補正係数」については、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。 ～中略～ 月単位の週休 2 日交替制補正係数 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全て	技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保する取組をいう。 ～中略～ 「週休 2 日補正係数」については、完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は完全週休 2 日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。 ～中略～ 完全週休 2 日交替制補正係数 対象期間内の全ての週で休日率が 28.5%（2 日/7 日）以上の場合。 また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、週 2 回の夜間で休みを取得していれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。 ①労務費 1. 0 2、 ②現場管理費率 1. 0 3 月単位の週休 2 日交替制補正係数 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全て	

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
の月で平均休日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上の場合 ①労務費 1.04、②現場管理費率 1.03 —通期の週休 2 日補正係数 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上の場合 ①労務費 1.02、④現場管理費率 1.01 ～中略～	の月で平均休日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上の場合 ① 労務費 1.02、②現場管理費率 1.02 ～中略～	
第〇条 受注者希望方式 本工事は、月単位の週休 2 日交替制に取り組む工事の対象である。受注者は工事着手前に発注者に対して週休 2 日交替制に取り組む旨を協議するものとする。 月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。	第〇条 完全週休 2 日（土日）Ⅱ型 本工事は、受注者が、完全週休 2 日交替制および月単位の週休 2 日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休 2 日交替制は必須）の試行工事である。 完全週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日確保する取組をいう。 月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。 通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。	

新旧対照表 土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領

旧（令和 7 年 2 月 13 日付 土技第 1371 号）	新（令和 7 年 6 月 24 日付 土技第 422 号）	備考
～中略～ 「週休 2 日補正係数」については、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。 なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。 月単位の週休 2 日補正係数 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上の場合	～中略～ 「週休 2 日補正係数」については、完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は完全週休 2 日交替制を希望しないものは、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のもの又は月単位の週休 2 日交替制を希望しないものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。 なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。 完全週休 2 日交替制補正係数 対象期間内の全ての週で休日率が 28.5%（2 日/7 日）以上の場合。 また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、週 2 回の夜間で休みを取得していれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。 ①労務費 1.02、②現場管理費率 1.03 月単位の週休 2 日補正係数 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上の場合	

新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

旧（令和7年2月13日付 土技第1371号）	新（令和7年6月24日付 土技第422号）	備考
① 労務費1.04、②現場管理費率1.03 通期の週休2日補正係数 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均 休日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の場合 ④労務費1.02、④現場管理費率1.01	② 労務費1.02、②現場管理費率1.02	
11. 留意事項 週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、「土木工事における適正な工期設定指針について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第384号）に基づき、適正に工期設定を行うこととする。 附則 1. 本要領は令和7年4月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。 2. 「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第387号（以下「旧通知」という。））は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。	12. 留意事項 週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、「土木工事における適正な工期設定指針について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第384号）に基づき、適正に工期設定を行うこととする。 附則 1. 本要領は令和7年7月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。 2. 「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和7年2月13日付け土技第1371号（以下「旧通知」という。））は廃止する。ただし、令和7年6月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。	・ 番号の繰下がり ・ 通知日の修正